

# 健康保険 固用除外

事業形態が個人から 法人になったとき

製造業、販売業の個人事業所で 従業員が5人以上になったとき

現在、営業している事業所が、①法人事業所及び②個人事業所であっても製造業・販 売業の事業所で従業員を常時5人以上雇用することとなった場合、健康保険(協会けん ぽまたは組合健保)と厚生年金に加入しなくてはなりません(強制適用事業所)。

ただし、国保組合に加入している事業所は、①または②に該当した時に事実発生の 日から14日以内に年金事務所の「健康保険適用除外」申請を行い、承認を受けることで 継続加入出来ます(厚生年金の手続は5日以内)。

管轄の年金事務所に法人化について事前に相談されるときには、 東食国保に現在加入している旨を必ず伝えてください。

#### 適用除外が承認されましたら、当組合にお届けが必要です。

(適用除外が承認されただけでは手続きは完了していません。)

届出に必要な物

- ■事業主の認印
- ■健保適用除外承認証※1の写し
- ■適用通知書※2の写し ■法人登記簿謄本

☆変更届(総合事務所窓口にあります。または東食国保のホームページからもプリントアウトできます。) ※1 全ての組合員の分が必要です。 ※2 事業所に交付されます。

## 法人設立の前に 総合事務所へ 必ずご連絡ください。



健康保険適用除外の承認を受けることで、 引き続き東食国保に加入することができます。

### 伊 東京食品販売国民健康保険組合

お問い合わせは、各総合事務所まで

銀 座総合事務所 〒104-0061 中央区銀座2-10-18 東京都中小企業会館4	4階 TEL.03-3542-0161 FAX.03-3542-0164
恵比寿総合事務所 〒150-0021 渋谷区恵比寿西1-7-7 EBSビル7階	TEL.03-5458-1631 FAX.03-5458-1634
新 宿総合事務所 〒160-0023 新宿区西新宿7-10-7 加賀谷ビル2階	TEL.03-3363-3791 FAX.03-3363-6826
池 袋総合事務所 〒170-0013 豊島区東池袋1-21-11オーク池袋ビル7階	TEL.03-3984-6701 FAX.03-3590-2909
立 川総合事務所 〒190-0023 立川市柴崎町3-9-7 多摩川実業ビル3階	TEL.042-524-7020 FAX.042-528-2768

本 部 〒111-0042 台東区寿4-15-7 食品衛生センター TEL.03-5828-7190

